ドローンの飛行に必要な手続きやルールを知りたい

相談内容

ドローンを飛行させる際に、国の許可や手続きが必要と聞いたが、詳しいことは、どこに問い合わせればよいか。

対応

相談を受けた山口行政監視行政相談センターでは、ドローンなどの無人航空機の飛行ルールについて概要を説明し、国土交通省の無人航空機ヘルプデスクに問い合わせるよう案内しました。

山口行政監視行政相談センターから

近年、遠隔操作や自動操縦で写真撮影などができる無人航空機が開発され、趣味やビジネスで利用する方が急増しています。

一方、こうした無人航空機が、有人航空機や地上の人、建物などに危害を与えないようにするため、平成27年に航空法などが改正され、無人航空機の飛行ルールが定められました。

その後、事故等の原因究明や安全上の措置を確実に実施するため、無人航空機の登録制度が導入され、所有者の氏名や住所、機体の製造者や型式などの情報を登録していない無人航空機は屋外で飛行させることができなくなりました。

航空法の規制対象となる無人航空機は、「飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船であって、構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作または自動操縦で飛行させることができるもの(機体本体とバッテリーの重量の合計が100億以上)」とされており、ドローンやラジコン機、農薬散布用ヘリコプターなどが該当します。

航空法において、地表や水面から150点以上の高さの空域や空港周辺の空域、人口集中地区の上空などでの飛行は原則禁止されています。また、日中や目視内で飛行するなど、飛行のルールを守る必要があります。これらの禁止空域や飛行のルールによらず飛行させるときは、安全面の措置をした上で、許可・承認を受けなければなりません。

万が一、無人航空機に関する事故(人の死傷、物件の損壊、航空機との衝突・接触) や重大インシデントが発生した場合は、飛行を中止し、負傷者を救護するとともに、事故 等の状況を管轄の官署などに報告しなければなりません。

なお、無人航空機の登録、飛行の許可・承認などの手続きは、オンライン(ドローン情報基盤システム)で可能になっています。

航空法のほかにも、小型無人機等飛行禁止法によりその周辺で小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に指定されている場合、河川や公園などでの飛行ルールを地方公共団体が条例などで定めている場合や電波を利用する際は、これら関係法令等によるルールの順守が求められますので、関係法令等の確認も必要です。

無人航空機の飛行に必要な手続きや飛行ルールは、以下のホームページより確認できますが、ご不明の点は、国交省の無人航空機ヘルプデスク(050・5445・45 1)にお問い合わせください。

●国交省ホームページ「無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール」 https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

(令和5年8月23日 山口新聞に掲載)